入札説明書

令和８年札幌市告示第2704号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　　令和８年７月６日

２　契約担当部局

〒004-8613　札幌市清田区平岡１条１丁目２番１号

札幌市清田区市民部地域振興課地域活動担当係　　電話　011-889-2024（FAX 011-889-2701）

３　入札に付する事項

(1) 役務の名称　　「きよたマルシェ＆きよフェス」運営等業務

(2) 調達案件の仕様等　　仕様書による。

(3) 履行期間　　契約締結日から令和８年９月30日までとする。

(4) 履行場所　　仕様書による

(5) 入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後のものは除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第６号)第２条第２項に規定する暴力団員又は同条例第７条に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

(7) 令和８～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」－中分類「広告業」に登録されている者であること。また、同名簿に記載の本店又は支店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

(8) 入札告示日を起点とした過去５年間において、国又は地方公共団体が発注するイベントに係る会場設営や音響管理等の類似業務に関する契約を締結し履行した実績があること。

５　入札書の提出方法等

(1) 提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記２に同じ。
なお、入札説明書等は以下の札幌市清田区ホームページからダウンロードすることができる。
ＵＲＬ： http://www.city.sapporo.jp/kiyota/keiyaku_ippan.html
(2) 入札書の受領期限
令和８年７月13日（月）9 時 30 分（送付による場合は必着）
(3) 開札の日時及び場所
令和８年７月13日（月）10時 00 分
清田区役所２階 ２Ａ会議室（札幌市清田区平岡１条１丁目２番１号）
(4) 入札書の提出方法
ア 入札書は別紙１の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年７月13日10時00分開札「「きよたマルシェ＆きよフェス」運営等業務の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「「きよたマルシェ＆きよフェス」運営等業務」の旨を記載し、上記２あてに入札書の受領期限(必着)までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
(5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
ア 提出方法
書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。
イ 提出先及び提出期限
上記２の契約担当部局へ、上記１の告示の日から令和８年７月９日（木）までの８時45分から17時15分までの間で提出すること。
ウ 回答書の閲覧
質問に対する回答は札幌市清田区ホームページで公開する。なお、受付期間以外での質問に対しては回答しない。
(6) 入札の無効
ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。
イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。
(7) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
(8) 代理人による入札
ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙２）を提出しなければならない。
イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることがで

きない。

(9)　開札

ア　開札は、上記５(3)の場所において行う。

イ　入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

ウ　入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙２）を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がない場合は、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

６　その他

(1) 入札保証金　　免除

(2) 契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に関する通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定　　無

(4) 落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記エの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　通知

落札候補者を決定したときは、当該落札候補者に対して通知する。（開札場において落札候補者を決定したときは、開札後直ちに入札執行者より通知する。）

エ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記４に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別記１「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

オ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記エの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合

は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記エの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望するものは、上記４に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類（別記１参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき

(7) 契約書の作成

ア　一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別添　契約約款のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所

上記２に同じ。

イ　その他

書類の提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。